

「要介護認定」を受けられた被保険者の 減員手続きについて

拝啓 時下ますますご清栄のことと存じお慶び申し上げます。

平素はあんしん財団をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、当法人は平成27年2月16日に旧共済制度から現保険制度に移行しており、移行後の保険約款では、第18条第1項第3号において、「被保険者になれない者」の一つに「介護保険法に基づく要介護の認定を受けている者」を規定しております。

したがって、被保険者の方が介護保険法に基づく要介護認定^{※1}を受けられた場合、被保険者資格を喪失されるため、以下のとおり減員のお手続きが必要となります。

被保険者のご加入時期により取り扱いは異なりますが、要介護認定をお受けになられた被保険者がいらっしゃる場合は当法人までご連絡くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

被保険者の方のご加入時期により、お取り扱いが異なります

●平成27年2月16日以降に加入いただいた被保険者

要介護認定を受けられた場合、その時点で被保険者資格を喪失されるため、すみやかに減員のお手続きを行っていただく必要がございますので、下記問合せ先までお知らせください。

●平成27年2月15日以前に加入いただいた被保険者（旧共済で加入）

「旧共済でご加入のうえ現保険制度の被保険者に移行された被保険者」につきましては、要介護認定を受けられても、会員事業所における経営または就業の実態がある場合には、当面被保険者として加入継続いただくことを認めておりましたが（継続申込書の発送対象者を除く^{※2}）、本取り扱いの期限は平成30年2月16日^{※3}までとさせていただきます、それ以降は、平成27年2月16日以降にご加入いただいた方と同様のお取り扱いとさせていただきます。

そのため、誠に恐縮ではございますが、会員事業所のお仕事に携わっていらっしゃる場合でも、要介護認定を受けられている方は、平成30年2月16日までに減員のお手続きが必要となりますので、下記問合せ先までお知らせください。

（なお、要介護認定の有無にかかわらず、会員事業所における経営や就業の実態がなくなられた方は、被保険者資格を喪失されているため、上記期限によらず、すみやかに減員手続きを行っていただく必要がございます。あわせてご注意ください）。

※1 要介護認定ではなく「要支援認定」の場合、経営や就業の実態があれば引き続きご加入いただけます。

※2 当法人の保険制度では、被保険者のご年齢満80歳を境に保険金額の一部が変更となるため、契約更新日に満80歳となる被保険者がいらっしゃる会員事業所には、契約更新に向けた案内として「継続申込書」などをお送りし、保険金額の一部が変更となることや、要介護認定を受けられた場合には加入資格を喪失されること等をご確認いただいたうえで、書類返送（継続申込）をいただく仕組みとなっております。

※3 当法人の保険制度の保険期間は1年間ですが（1年ごと更新）、旧共済からの移行日が平成27年2月16日であったため、平成27年2月15日以前にご加入の会員における契約満了日（更新日）は毎年2月16日となり、現保険期間の契約満了日（更新日）が平成30年2月16日となります。